

大野市地下水保全条例の見直しについて(1/3)

● 大野市の地下水を取り巻く環境が変化。市の地下水を守る「大野市地下水保全条例」を見直すかの検討が必要。

1. 現行条例の経緯

- 大野市では、昭和52年11月10日に全国で2番目となる地下水保全条例を公布し、市民の理解と協力の下、地下水保全施策を推進
- 条例施行から46年が経過。これまでに部分的な改正を2回施行
 - S59：第13条第2項（公益上必要な道路、広場の融雪装置の使用の基準）を追加
 - H8：条・項等の整備に伴う改正



2. 大野市の地下水を取り巻く環境の変化

- 平成26年・・・水循環基本法を施行【目的：水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進】
- 平成27年・・・水循環基本計画が閣議決定【目的：水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進】
- 令和3年・・・水循環基本法の一部改正【追加：**地下水の適正な保全及び利用**に関する施策】



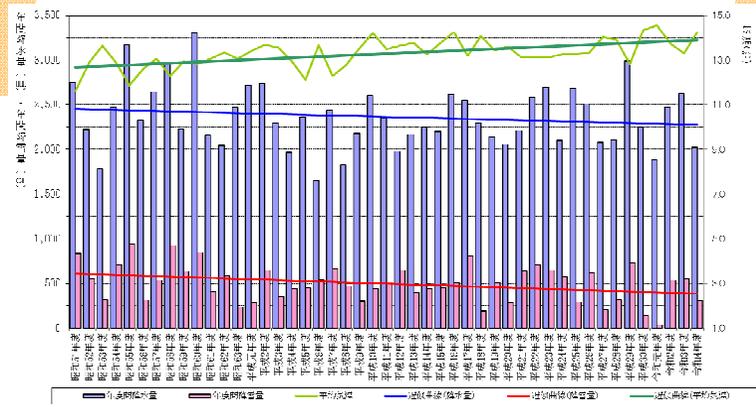
- 昭和52年・・・大野市地下水保全条例を施行【目的：**冬期に井戸枯れが頻発化**。地下水を保全し**市民の生活用水を確保**】
- 平成24年・・・大野市森・水保全条例を施行【目的：水源地域の保全、水源地域の機能の維持】
- 令和3年・・・大野市水循環基本計画を策定【目的：水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進】
 - ※1 水循環基本法の制定を契機に、更なる水循環の健全化に取り組む計画として策定
 - ※2 H17大野市地下水保管理計画とH23越前おおの湧水文化再生計画を統合（廃止）



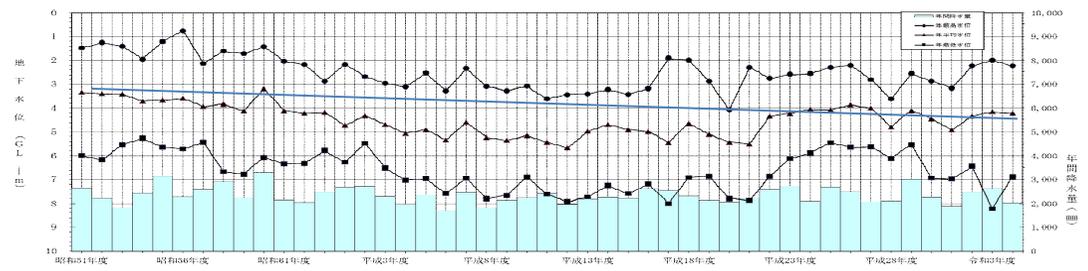
- 採取事業所数・・・地下水採取量事業所の減少 平成23年：67事業所 ⇒ 令和3年：50事業所
- 井戸の深さ・・・浅井戸から深井戸へ変更 昭和52年：729件(6.18m) ⇒ 令和3年度：48件(8.22m) ※()春日公園最低地下水位
- 地下水の汚染・・・平成元年に新町地系の井戸から基準値を超える量のテトラクロロエチレンが検出

- 気温・水温・・・地球温暖化に伴う気温と水温の上昇
- 降水・降雪量・・・年間量は微減。短時間に降る回数が増加
- 地下水位・・・地下水位は低下傾向

【平均気温・降水量・降雪量の経年変化(R4年度報告書P4)】



【春日公園観測井 年間最高・最低・平均水位変動グラフ(R4年度報告書P61)】



3. 令和4年度市民アンケート調査の結果【地下水保全】(抜粋)

問2 地下水を守るために、行政がどのような取り組みを行うべきと考えるか。(複数回答)

⇒①地下水の実態調査と分析63.9% ②森林整備、水田に水を貯めるなど地下水に水を浸透させる取り組み60.3% ③節水の取り組み48.9%

問3 大野市地下水保全条例についてどのようなことを知っていますか。(複数回答)

⇒①条例があることは知っているが、内容は知らない55.9% ②抑制地域内における地下水での融雪が禁止されていることを知っている35.9%

問4 地下水利用の規制についてどのように考えますか。(複数回答)

⇒地下水は市民共有の財産であることから、規制は必要である67.6% ②地下水を多量に使用する事業所などへの規制は必要である58.9%

問5 地下水使用者が、その使用量に応じて協力金を負担し、それを地下水保全の費用にあてる制度がありますが、この制度に対してどう思いますか。

⇒①協力制度に肯定的77.6% ②協力制度に否定的16.2%

4. 現行条例 項目の要点

- ・第1条 目的……………冬期に井戸枯れの頻発化していることに鑑み、地下水を保全するため必要事項を定め市民の生活用水を確保すること。
- ・第2条 用語の定義……………①地下水採取者(抑制地域内において揚水施設を用いて地下水を採取する者)②抑制地域(地下水使用の抑制を図る地域)③揚水施設(動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口断面積が19.6cm(直径5cm)以上のもの)
- ・第3条 市の責務……………第1条の目的を達成させるため、次の施策を行う。
(1)地下水の保全に関し必要な調査及び地下水の状況その他必要な事項の広報
(2)かん養及び代替水源対策の推進
(3)合理的な利用のための施設の設置、改善に係る技術的な助言及びこれに要する資金のあっせん並びに援助
- ・第4条 地下水採取者の責務……………地下水の循環再利用施設又は代替水源施設の設置等により、地下水の節水に努めるものとする。
- ・第5条 市民の責務……………地下水の節水に努めるとともに地下水保全対策に協力するものとする。
- ・第6条 地下水採取の届出……………抑制地域において揚水施設を用いて地下水を採取しようとする者は施設工事に着手する30日前までに届出。
- ・第7条 既採取者の届出……………この条例施行の際、既に地下水を採取している者(以下「既採取者」。)は、条例施行の日から起算して60日以内に届出。
- ・第8条 変更等の届出……………届出者は、揚水施設の位置及び構造などを変更しようとするときは、変更の工事に着手する30日前までに届出。(廃止も)
- ・第9条 水量測定器の設置等……………地下水採取者は、水量測定器を設置し、毎月の採取量を報告。
- ・第10条 水量測定器の設置等……………既採取者は、この条例施行の日から1年以内に水量測定器を設置し、毎月の採取量を報告。
- ・第11条 改善勧告等……………第1条の目的を達成するため地下水採取者に対し次の措置を要請することができる。
(1)揚水施設の改善(2)地下水再利用施設の設置又は改善(3)その他必要な事項
- ・第12条 公表……………地下水採取者が届出又は水量測定器を設置しないときは、氏名等を公表。
- ・第13条 融雪装置の使用の制限……………抑制地域においては、公益上必要な通路及び広場を除き、当分の間、融雪のため地下水を使用にあつては、基準に従う。
- ・第14条 審議会の意見聴取……………抑制地域及び吐出口断面積を変更するときは、大野市地下水対策審議会及び大野市環境保全対策審議会の意見を聴く。
- ・第15条 立入踏査……………条例の施行に関し必要がある場合は、地下水採取者に対し必要な報告、職員による施設への立入調査を行うことができる。
- ・第16条 規則への委任……………この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

国土交通省 地下水関係条例の調査結果(R3. 2)抜粋・整理

1. 条例の目的による分類

| 目的 | 都道府県 条例数 | 政令市 条例数 | 市区町村 (政令市を除く) 条例数 | 計 |
|-----------------------|-------------|------------|-------------------------|-----|
| (1)地盤沈下の防止 | 56 | 18 | 417 | 491 |
| (2)地下水量の保全 又は地下水涵養 | 37 | 14 | ① 414 | 465 |
| (3)地下水質の保全 | 63 | 22 | 576 | 661 |
| (4)水源地域の保全 | 25 | 8 | ② 218 | 251 |
| 地下水関係条例数 | 86 | 28 | 720 | 834 |

2. 規制の観点、対象行為及び規制手法による分類 **赤字:大野市の規制**

| 規制の観点 | 対象行為 | 規制手法 |
|--------------|------------|-------------------|
| 水量の規制 | (1)採取行為 | ①全面禁止②許可制③届出制④その他 |
| | (2)採取設備 | ①許可制②届出制③その他 |
| | (3)地下掘削工事 | ①許可制②届出制③その他 |
| | (4)地盤沈下の防止 | |
| | (5)地下水涵養 | |
| | (6)その他 | |
| 水質の規制 | (1)事業所設置 | ①許可制②届出制③その他 |
| | (2)水質の保全 | |
| | (3)排出規制 | |
| | (4)地下浸透の禁止 | |
| 水源地域保全のための規制 | (1)土地取得 | 事前の届出制 |
| | (2)開発行為 | ①全面禁止②許可制③届出制④その他 |

3. 罰則等による分類

| 罰則等 | 都道府県 条例数 | 政令市 条例数 | 市区町村 (政令市を除く) 条例数 | 計 |
|--------------|-------------|------------|-------------------------|-----|
| (1)懲役まで | 44 | 7 | 157 | 208 |
| (2)罰金まで | 8 | 6 | 207 | 221 |
| (3)過料まで | 8 | 1 | 21 | 30 |
| (4)公表まで | 8 | 1 | ① 59 | 68 |
| 罰則等を設けている条例数 | 68 | 15 | 444 | 527 |

※ 一つの条例において複数の罰則等を規定している場合は、最も重い罰則等を計上している。

5. 大野市の地下水保全に係る条例の範囲

①現行の大野市地下水保全条例

目的:冬期間の井戸枯れに対する地下水保全
内容:地下水採取量の把握(井戸届出・採取量報告(一定規模のみ))
地下水利用の制限(融雪利用の禁止(抑制地域内のみ))

②現行の大野市森・水保全条例

目的:水源地域の保全と機能の維持
内容:土地所有者の把握(所在及び面積(一定規模のみ))
範囲内での対象工作物の把握(届出(一定規模のみ))

6. 大野市地下水保全条例の見直し

『2. 大野市の地下水を取り巻く環境の変化』と

『5. 大野市の地下水保全に係る条例の範囲』を

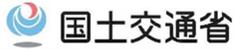
国土交通省が調査した『1. 条例の目的による分類』で整理

| | 環境の変化 | 条例の範囲 |
|-----------------------|----------------------|---------------------------------------|
| (1)地盤沈下の防止 | ・地下水採取に伴う大きな地盤沈下は未確認 | ・条例に記載無 |
| (2)地下水量の保全 又は地下水涵養 | ・地下水採取量は減少 | ・大規模の採取量は把握。採取量制限は無。 ・条例に涵養の項目の記載無 |
| (3)地下水質の保全 | ・平成元年に地下水汚染が発見 | ・条例に記載無 |
| (4)水源地域の保全 | ・大規模な森林開発は無 | ・森・水保全条例に記載有 |

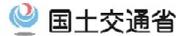
上記の項目について**審議会による検討が必要と考える。**

地下水関係条例の調査結果

国土交通省 水管理・国土保全局
水資源部
令和3年2月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



調査結果のポイント

○今般、全ての都道府県及び市区町村を対象に、地下水関係条例について網羅的に調査(令和2年10月末時点)を行い、国土交通省に提出された回答を基に、規制の内容等による分類・整理を行った。

(ポイント)

- 47都道府県、609市区町村の合計656の地方公共団体が地下水関係条例を制定している。
47都道府県(100%)で 86条例
609市区町村(35%)で 748条例
合計 **656地方公共団体で 834条例**
- 条例の目的は、地盤沈下の防止(491条例)、地下水量の保全又は地下水涵養(465条例)、地下水質の保全(661条例)、水源地域の保全(251条例)など多様である。
- 規制等を設けているのは698条例で、全体の約84%であった。
規制の観点、対象行為は、水量の規制(採取行為339条例、採取設備139条例、地下掘削工事40条例など)、水質の規制(事業所設置391条例、水質の保全127条例など)、水源地域保全のための規制(土地取得19条例、開発行為324条例)と多様である。
また、規制手法は、全面禁止、許可制、届出制など多様である。
- 罰則等を設けているのは527条例で、全体の約63%であった。
懲役まで(208条例)、罰金まで(221条例)、過料まで(30条例)、公表まで(68条例)など多様である。

注)

- 本調査は、令和2年10月末時点で制定されている地下水関係条例について、国土交通省に提出された回答を基に、分類・整理したものであり、数値等は今後変わることがある。
- 地下水関係条例については、平成30年8月に、既往調査やホームページ上の情報を基に、条例を制定している可能性があると思われる地方公共団体を対象とした調査を実施済(47都道府県(100%)で80条例、554市区町村(32%)で660条例、合計601地方公共団体で740条例)。
- 全ての都道府県及び市区町村を対象とした本調査の結果に基づく平成30年8月時点の条例からの増減をみると、新規条例が3、廃止条例が1、全体で条例数が2増加している。

調査結果

1. 条例の目的による分類

| 目的 | 都道府県 条例数 | 政令市 条例数 | 市区町村 (政令市を除く) 条例数 | 計 |
|-----------------------|-------------|------------|-------------------------|-----|
| (1)地盤沈下の防止 | 56 | 18 | 417 | 491 |
| (2)地下水量の保全 又は地下水涵養 | 37 | 14 | 414 | 465 |
| (3)地下水質の保全 | 63 | 22 | 576 | 661 |
| (4)水源地域の保全 | 25 | 8 | 218 | 251 |
| 地下水関係条例数 | 86 | 28 | 720 | 834 |

※ 一つの条例でも複数の目的をもつ場合がある。
※ 一つの目的に対して複数の条例を制定している地方公共団体がある。

2. 規制の観点、対象行為及び規制手法による分類

| 規制の観点 | 対象行為 | 規制手法 | 都道府県 条例数 | 政令市 条例数 | 市区町村 (政令市を除く) 条例数 | 計 |
|--------------|----------|---------------------------|-------------|------------|-------------------------|-----|
| 水量の規制 | (1)採取行為 | ①全面禁止 | — | 1 | 27 | 28 |
| | | ②許可制 | 2 | — | 109 | 111 |
| | | ③届出制 | 5 | 3 | 78 | 84 |
| | | ④その他 | 3 | — | 112 | 116 |
| | | ⑤許可制 | 9 | 1 | 24 | 38 |
| | | ⑥その他 | 16 | 28 | 5 | 89 |
| (2)地下掘削工事 | (2)掘削設備 | ①許可制 | — | — | 1 | 1 |
| | | ②届出制 | — | 4 | 9 | 13 |
| | | ③その他 | 4 | 5 | 22 | 31 |
| | | (4)地盤沈下の防止 | 11 | 4 | 108 | 123 |
| | | (5)地下水量涵養 | 9 | 7 | 113 | 129 |
| | | (6)その他 | 5 | 2 | 119 | 126 |
| 水質の規制 | (1)事業所設置 | ①許可制 | 3 | — | 22 | 25 |
| | | ②届出制 | 23 | 3 | 134 | 160 |
| | | ③その他 | 6 | 3 | 197 | 206 |
| | | (2)水質の保全 | 24 | 9 | 94 | 127 |
| | | (3)排出規制 ^{注1)} | 6 | — | 15 | 21 |
| | | (4)地下浸透の禁止 ^{注2)} | 33 | 9 | 44 | 86 |
| 水源地域保全のための規制 | (1)土地取得 | 9日以前 | 2 | — | — | 2 |
| | | 6日～9日以前 | 2 | — | — | 2 |
| | | 3日～5日以前 | 2 | — | — | 2 |
| | | 30日以前 | 12 | — | 1 | 13 |
| | | ①全面禁止 | — | — | 82 | 82 |
| | | ②許可制 | 2 | — | 34 | 36 |
| ③届出制 | 6 | 1 | 59 | 66 | | |
| ④その他 | 2 | 4 | 134 | 140 | | |
| 規制等を設けている条例数 | | 74 | 20 | 604 | 698 | |

※ 一つの条例でも複数の規制の観点、対象行為及び規制手法をもつ場合がある。

注1)汚染水の排出基準の規定があるもの
注2)有害物質の地下浸透を規制する規定があるもの

3. 罰則等による分類

| 罰則等 | 都道府県 条例数 | 政令市 条例数 | 市区町村 (政令市を除く) 条例数 | 計 |
|--------------|-------------|------------|-------------------------|-----|
| (1)懲役まで | 44 | 7 | 157 | 208 |
| (2)罰金まで | 8 | 6 | 207 | 221 |
| (3)過料まで | 8 | 1 | 21 | 30 |
| (4)公表まで | 8 | 1 | 59 | 68 |
| 罰則等を設けている条例数 | 68 | 15 | 444 | 527 |

※ 一つの条例において複数の罰則等を規定している場合は、最も重い罰則等を計上している。